

別 表(地域スポーツクラブ普及推進事業)

市町村体育協会が総合型地域スポーツクラブの創設・育成に向けて実施する下記の事業とする。

事業名	補助対象経費	補助率 又は 補助額	補助金交付申請書 提出期限
①総合型地域スポーツクラブ 啓発研修会	地域住民などを対象とした、啓発研修会の開催に係る講師謝金・旅費交通費、事務用等消耗品費、資料印刷製本費、会場使用料、通信費等事業に直接要する経費	10/10 以内 100,000 円 以内とする。	6月30日
②先進地視察・調査	クラブ育成に資するため、先進総合型地域スポーツクラブの視察・調査の実施に係る、参加者の旅費交通費、資料購入のための消耗品費等事業に直接要する経費	(仙台市は区単位とする。 なお、市町村合併に伴う経過措置として、市町村体育協会が合併してから3年間は、旧市町村体育協会単位とする。)	
③みやぎ広域スポーツセンター及び日本体育協会等が開催する研修会への派遣	研修会参加に係る参加者の旅費交通費、資料購入のための消耗品費等事業に直接に要する経費		
④スポーツ教室	地域住民を対象に、総合型クラブ啓発を目的としたスポーツ教室開催に係る講師謝金・旅費交通費、競技用・事務用等消耗品費、開催要項等の印刷製本費、会場使用料、競技用備品の賃借料、通信費等事業に直接要する経費		
⑤スポーツ交流大会	地域住民を対象に、スポーツ活動への参加の動機づけ及び世代間交流等を目的とした、スポーツ交流大会、体力テスト、メディカルチェック等開催に係る審判員謝金・旅費交通費、競技用・事務用等消耗品費、開催要項等の印刷製本費、会場使用料、競技用備品の賃借料、参加者等に対する通信費等事業に直接要する経費		
⑥広報活動	地域住民を対象に、総合型地域クラブの意義や必要性などについての理解を深める会報誌等を発行する印刷製本費、事務用等消耗品費、配布のための通信費等事業に直接要する経費		
⑦企画・運営委員会の開催	①から⑥を実施するために開催する会議に係る事務用消耗品費、資料等印刷製本費、会議室使用料、会議通知のための通信費等事業に直接要する経費		